

秋田県告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成28年9月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山神社	秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
軽井沢2号	秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
軽井沢	秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢及び新山（次の図のとおり）	土石流
松子沢	秋田県鹿角市尾去沢字新山、軽井沢及び瓜畑（次の図のとおり）	土石流
花軒田東の沢	秋田県鹿角市花輪字用野目川向、堤ノ沢及び男平（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。